

博士後期課程の総合研究（8単位）の認定方法に関する申し合わせ

博士後期課程の総合研究については、以下の方法で単位認定を行うこととする。

(1) 単位認定の申請の要件

次に掲げる要件が満たされている場合に、単位認定の申請を行うことができる。

- ア 博士学位論文中間発表会において、提出予定の学位論文の内容及び論文作成計画とその進捗状況が発表されていること
- イ 学位論文予備審査委員会の設置に向けての準備を始めることが適当であると指導教員が認めていること
- ウ 課題研究Ⅰ，課題研究Ⅱの単位をいずれも取得済み、ないしは取得申請中であること

(2) 単位認定の方法

- ア 申請者は、(1)のアからウまでに掲げる要件を満たした場合に、遅滞なく、次の(a)及び(b)に掲げる書面を事務部教務担当に提出すること。
 - (a) 単位認定申請書（規定の様式に従う。指導教員の確認サインが入ったものに限る。）
 - (b) 博士学位論文中間発表会配布資料（提出予定の学位論文の内容及び学位論文作成計画とその進捗状況が書かれていること。）
- イ 単位認定は教育学院教務委員会が行い、教授会に報告する。
なお必要に応じて、当該指導教員、他の関連研究分野の教員の意見を求めることとする。

附 記（平成 24 年 11 月 16 日学院教授会決定）

（実施期日）

- 1 この申し合わせは、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。
（経過措置）
- 2 平成 19 年度から平成 21 年度までに博士後期課程に入学した者にあつては、改正後の規定にかかわらず、入学者の選択により、なお従前の例によることができるものとする。この場合において、改正前の規定中の「博士学位論文に準ずる論文」は、改正後の規定に定める単位認定の申請の要件を満たす論文とみなすものとする。
- 3 この申し合わせの実施前に学位論文予備審査委員会が設置されたものにあつては、なお従前の例によるものとする。

附 記（平成 28 年 1 月 8 日学院教授会決定）

この申し合わせは、平成 28 年 1 月 8 日から実施する。

附 記（平成 30 年 12 月 7 日学院教授会決定）

この申し合わせは、平成 30 年 12 月 7 日から実施する。